円

に、「対象事業年度に係る関連者支払利子等の額の合計額又は対象支払利子等合計額（対象事業年度の別表十七(二の二)「１」）」を「対象事業年度に係る対象支払利子等合計額（対象事業年度の別表十七(二の二)「１」）」に改め、同表の記載要領第二号(2)を削り、同号(3)中「超過利子額（」を「超過利子額（租税特別措置法第66条の５の３第１項に規定する超過利子額をいう。(2)において同じ。）（」に、「令和２年改正法附則第125条第４項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第125条第４項（対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置）」に改め、同号(3)を同号(2)とする。

別表十七(二の三)付表の表中

・・・	円	・・・	円	円

を

・・・	円	・・・	円	円
・・・		・・・		
・・・		・・・		
・・・		・・・		

に改め、同表の記載要領第二号を次のように改める。

２　「超過利子額（前期の別表十七(二の三)「９」）(1)」の欄は、当該事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額（租税特別措置法第66条の５の３第１項に規定する超過利子額をいう。以下この号において同じ。）（超過利子額とみなされたものを含む。）のうち、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第125条第４項（対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置）の規定によりないものとされる超過利子額は、記載しないこと。

別表十七(二の三)付表の記載要領第三号を削り、同第四号中「二以上」を「２以上」に改め、同号を同第三号とする。

別表十八(一)の表を次のように改める。